

平成 29 年 11 月 7 日

各 位

コネクシオ株式会社
代表取締役社長 井上 裕雄

総務省による是正命令等について

本日、弊社は総務省から、携帯電話不正利用防止法に基づく是正命令を受けました。これは、平成 28 年 7 月 24 日、弊社が運営する関西の 1 店舗が携帯電話の新規契約手続き 1 回線において、契約者の本人確認の一部を法に基づく方法で行わなかったことによるものです。

本件により、お客様、関係者の皆様にご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

弊社は、今回の是正命令を真摯に受け止め、再発防止のため、より一層の法令順守の徹底とコンプライアンス体制強化に取り組み、信頼回復に努めてまいります。

以 上